

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西予市長

市町村名 (市町村コード)	西予市 (38214)
地域名 (地域内農業集落名)	城川地区 南平、下遊子、日浦、泉川、平岩、上川、重谷、泉田、竜泉、上影、下蔭、呉野々、つづら、田中・中町、宮田、新開、中津川、西古市、東古市、伏越、杭、本村、吉之沢、岩本、窪川、中野川、桂、大茅、長崎、寺野、程野、男地、河内、板取川、片平、串屋、下里、川後岩、池野々、菊之谷、太郎原、六十、本村、杖野々、下、成、今井、安尾、程野、大麦、中津川、蔭之地、川向、町中、古市、今田西、今田東、成穂上、成穂下、下相坂本、下相ひのうら、安家谷、広田・下惣川、田穂西、田穂東、男河内上、男河内下
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高知県との境を接する四国山地に抱かれた城川町は、伊予の国のもっとも奥まったところにあることから、「奥伊予」と呼ばれ、基幹産業の林業を中心に、農産物では肉用牛、トマト、栗、柚子は県下屈指の生産額である。
昭和29年、遊子川村・土居村・高川村・魚成村の4村が合併して黒瀬川村となり、その後、昭和34年に名称変更し町制となって誕生した本地区は、高齢化等による人口減少が著しく、農林業センサスの結果では、農業経営体数の減少が顕著に表れるなど、農業・農地を維持していくことが困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者の確保・育成や集落営農を含めた担い手の掘り起こしに取り組むとともに、「農林業振興協議会」及び「農地流動化委員会」にて耕作放棄地の解消、農地利用集積化に向けた検討を行い、本地区の農産物の強みを活かした農業生産の展開・拡大を図る。
基幹作目の水稲、トマト、果樹(柚子、栗)を中心として、高齢農家や女性農業者が小面積少労力でも高収益が見込まれる軽量作物の作付を推進するほか、不耕農地や遊休農地となる恐れのある農地(水田)においては、(株)城川ファクトリーや(株)味彩、(株)西の栗等の地元企業と連携し、水田転換(畑作化)によって栗、柚子等を新植することで農地維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	425 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	425 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。(人・農地プランで設定している区域を継承)
区域内の農用地等面積については、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金)を受けている組織が管理している農地を積み上げ地図化した。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
「農林業振興協議会」、「農地流動化委員会」及び農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。 当該計画区域は、多くの農業集落が存在する中、城川地区(1区域)のみの設定であるが、農用地の集積、集約化に当たっては、旧村単位(遊子川・土居・高川・魚成)内の担い手が行うこととする。 ただし、当地区は交通網の整備により、比較的短時間で農地間の移動が可能であることから、受け手が確保できない場合は、区域を越えての集約も積極的に推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
「農林業振興協議会」、「農地流動化委員会」を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。 具体的には、日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や、担い手の負担の軽減を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業しやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ④西予市農業再生協議会「西予市水田収益力強化ビジョン」で掲げる畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標に沿って、農家の省力化及び収益増加を図る。
- ⑤柚子、栗を中心として、高齢農家や女性農業者が小面積少労力でも高収益が見込まれる軽量作物の作付を推進する。
- ⑦「農林業振興協議会」及び「農地流動化委員会」が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。
- ⑦県と連携した棚田の保全活動や棚田を活かしたイベント開催など、文化遺産や伝統行事の保存・伝承に努めながら、景観保全活動による地域の一体感や、営農意欲を高める。(田穂地区)
- ⑨畜産農家と耕種農家の連携により資源循環と土づくりを推進し、遊休農地を活用した飼料作の拡大等によって、飼料高騰による農家負担の軽減を図る。